

令和7年第1回世田谷区議会定例会提出予定案件

[令和7年2月10日現在]

議案	74	件
諮問	1	件
<追加予定案件>		
議案	18	件
報告	1	件

【 議 案 】

<世田谷総合支所>

(1) 世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 利用料金等の額を改定する。

施行日 公布の日

<砧総合支所>

(2) 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直し及び世田谷区立北烏山地区会館の廃止に伴う一部改正

改正内容①使用料の額を改定する。

②世田谷区立北烏山地区会館の項を削除する。

施行日①公布の日

②規則で定める日

<烏山総合支所>

(3) 世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直し及び施設の使用目的の拡大に伴う一部改正

改正内容 ①区民の葬儀に支障のない範囲で葬儀以外での使用を可能にし、その利用料金を定める。

②利用料金の額を改定する。

③規定の整備を図る。

施行日 ①公布の日、令和7年4月1日

②令和7年8月1日

③令和7年4月1日

<政 策 経 営 部>

- (4) 令和7年度世田谷区一般会計予算
- (5) 令和7年度世田谷区国民健康保険事業会計予算
- (6) 令和7年度世田谷区後期高齢者医療会計予算
- (7) 令和7年度世田谷区介護保険事業会計予算
- (8) 令和7年度世田谷区学校給食費会計予算
- (9) 令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第7次）
- (10) 令和6年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第2次）
- (11) 令和6年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第2次）
- (12) 令和6年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第2次）

<総 務 部>

- (13) 世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例
改正理由 刑法の改正に伴う一部改正
改正内容 「懲役」を「拘禁刑」に改める。
施 行 日 令和7年6月1日

- (14) 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
改正理由 刑法の改正に伴う一部改正
改正内容 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
施 行 日 令和7年6月1日

- (15) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
改正理由 ①育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う一部改正
②子育て部分休暇の導入に伴う一部改正
改正内容 ①育児を行う職員の超過勤務の制限の対象となる子の対象年齢の見直し等の改正を行う。
②子育て部分休暇について定める。
施 行 日 令和7年4月1日

- (16) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
改正理由 子育て部分休暇の導入に伴う一部改正
改正内容 部分休業の承認における他の休暇等との調整規定に、子育て部分休暇を追加する改正を行う。
施 行 日 令和7年4月1日

(17) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 ①育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う一部改正

②子育て部分休暇の導入に伴う一部改正

改正内容 ①育児を行う職員の超過勤務の制限の対象となる子の対象年齢の見直し等の改正を行う。

②子育て部分休暇について定める。

施行日 令和7年4月1日

(18) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 雇用保険法及び刑法の改正に伴う一部改正

改正内容 ①就業手当の廃止等に係る規定の整備を行う。

②「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

施行日 ①令和7年4月1日

②令和7年6月1日

(19) 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

改正理由 建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、租税特別措置法施行規則等の改正に伴う一部改正

改正内容 ①建築基準法等の規定に基づく事務に係る手数料の額を改定するとともに、料金区分を変更する。

②引用条項の改正に伴う規定の整備を行う。

施行日 ①令和7年4月1日

②公布の日、令和7年4月1日

(20) 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直し等に伴う一部改正

改正内容 使用料の額を改定するとともに、規定の整備を行う。

施行日 令和7年10月1日

<財 務 部>

(21) 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

改正理由 刑法の改正に伴う一部改正

改正内容 「懲役」を「拘禁刑」に改める。

施行日 令和7年6月1日

(22) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 軽自動車税の種別割の納期変更に伴う一部改正

改正内容 軽自動車税種別割の納期を変更する。

施行日 令和7年4月1日

(23) 世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料の額を改定する。

施行日 公布の日

(24) 世田谷区立玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事請負契約

契約方法 一般競争入札（総合評価方式）（令和6年12月19日）

予定価格 363,011,000円

（消費税及び地方消費税相当分33,001,000円）

契約金額 362,450,000円

（消費税及び地方消費税相当分32,950,000円）

相手方 東京都世田谷区船橋一丁目8番13号

東京コーポレーション株式会社

代表者 松本真弥

工期 令和8年2月17日

支出科目等 令和6年度 一般会計 土木費

公園費 公園新設改良費 工事請負費

債務負担行為

（期間 令和7年度）

(25) 旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約

契約方法 一般競争入札（令和6年11月13日）

予定価格 1,201,596,000円

（消費税及び地方消費税相当分109,236,000円）

契約金額 962,280,000円

（消費税及び地方消費税相当分87,480,000円）

相手方 東京都荒川区西日暮里二丁目1番6号

株式会社河野解体工業東京営業所

代表者 細野大介

工期 令和9年7月30日

支出科目等 令和6年度 一般会計 衛生費

衛生管理費 衛生総務費 工事請負費

債務負担行為

（期間 令和7年度～令和9年度）

(26) 世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更

契約件名 世田谷区本庁舎等整備工事

相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社東京支店

代表者 中 村 有 孝

契約金額 議決金額 36,410,000,000円

既定金額 40,699,505,000円

変更金額 41,543,953,000円

工 期 令和11年4月27日

変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要があるため。

②現位置で保存することを想定していた樹木について、着工後の試掘の結果、根部分が新設工作物と干渉することが判明し、当該樹木を伐採し、新植する必要があるため。

③令和3年度に移植した樹木について、猛暑等の影響を受け枯損したことから、当該樹木を伐採し、新植する必要があるため。

④着工後、第一庁舎及び第三庁舎において、事前調査が困難であった天井裏等より、アスベスト含有建材が発見され、撤去・処分等が追加で必要となったため。

⑤西棟1・2階をつなぐエスカレーターについて、区民窓口の来庁者数が増加したことから、エスカレーターの設置を取り止め、利用者の利便性確保のため、窓口レイアウトを変更し待合スペースの拡充が必要となったため。

<生活文化政策部>

(27) 世田谷区犯罪被害者等支援条例

目 的 犯罪被害者等へ寄り添った支援を行うための条例制定

内 容 条例制定の目的、基本理念、区の責務等について定める。

施 行 日 令和7年4月1日

(28) 世田谷区犯罪被害者等支援等基金条例

目 的 犯罪被害者等への各種支援等のための基金創設に伴う条例制定

内 容 基金設置の目的、管理、運用、繰越、処分に係る事項等について定める。

施 行 日 令和7年4月1日

(29) 世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料の額を改定する。

施 行 日 公布の日

(30) 世田谷区立ひだまり友遊会館条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 利用料金の額を改定する。

施行日 公布の日

(31) 世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直し等に伴う一部改正

改正内容 使用料等の額及び区分を改正するとともに、規定の整備を行う。

施行日 公布の日

(32) 世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直し等に伴う一部改正

改正内容 利用料金の額及び区分を改定するとともに、規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(33) 世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例

改正理由 施設利用料等の見直し等に伴う一部改正

改正内容 観覧料等の額を改定するとともに、生活保護受給者の観覧料を免除し、併せて規定の整備を行う。

施行日 公布の日

(34) 世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直し等に伴う一部改正

改正内容 観覧料等の額を改定するとともに、生活保護受給者の観覧料を免除し、併せて規定の整備を行う。

施行日 公布の日

(35) 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直し等に伴う一部改正

改正内容 使用料等の額を改定するとともに、規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(36) 世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料の額を改定する。

施行日 公布の日

<地 域 行 政 部>

(37) 世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直し等に伴う一部改正

改正内容 使用料等の額を改定するとともに、規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(38) 世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料の額を改定する。

施行日 公布の日

<スポーツ推進部>

(39) 世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 利用料金の額及び区分を改定する。

施行日 公布の日

(40) 世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 利用料金の額及び区分を改定する。

施行日 公布の日

(41) 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料の額及び区分を改定する。

施行日 公布の日

(42) 世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 利用料金の額及び区分を改定する。

施行日 公布の日

<経済産業部>

(43) 世田谷区立区民農園条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料の額の改定及び区分の新設を行う。

施行日 公布の日

<保健福祉政策部>

(44) 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料等の額を改定する。

施行日 公布の日

(45) 世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 ①使用料の区分を変更する。
②使用料の額を改定する。

施行日 ①令和7年4月1日

②令和7年8月1日

<高 齢 福 祉 部>

(46) 世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

改正理由 介護保険法施行規則の改正に伴う一部改正

改正内容 地域包括支援センターの職員配置に係る規定の整備を行う。

施行日 公布の日

<障 害 福 祉 部>

(47) 世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料の額及び区分を改定する。

施行日 公布の日

(48) 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

改正理由 玉川福祉作業所における就労定着支援事業廃止に伴う一部改正

改正内容 規定の整備を行う。

施行日 公布の日

(49) 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う一部改正

改正内容 ①「栄養士」の配置等について定める規定の整備を行う。
②児童発達支援事業所等と認証保育所の両施設における一体的な支援が可能となるよう、規定の整備を図る。

施行日 令和7年4月1日

(50) 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 指定福祉型障害児入所施設に配置すべき職員について、規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

<子ども・若者部>

(51) 世田谷区子どもの権利委員会条例

目 的 子どもの権利を保障するための調査及び評価検証を行う子どもの権利委員会設置に伴う条例制定

内 容 区長の附属機関として、世田谷区子どもの権利委員会を設置する。

施 行 日 令和7年4月1日

(52) 世田谷区子ども・若者・子育て会議条例

目 的 世田谷区子ども・若者・子育て会議設置に伴う条例制定

内 容 区長の附属機関として、世田谷区子ども・若者・子育て会議を設置するとともに、本条例の制定に伴い世田谷区子ども・青少年協議会条例及び世田谷区子ども・子育て会議条例を廃止する。

施 行 日 令和7年4月1日

(53) 世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例

改正理由 基金の対象者拡大に伴う一部改正

改正内容 規定の整備を行う。

施 行 日 令和7年4月1日

(54) 世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直し等に伴う一部改正

改正内容 使用料の額を改定するとともに、規定の整備を行う

施 行 日 公布の日

(55) 世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例

改正理由 子どもの権利について具体的に明記し、権利保障に向けて必要な事項を定めるための一部改正

改正内容 条例名称の変更及びその他規定の整備を行う。

施 行 日 令和7年4月1日

(56) 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴う一部改正

改正内容 ①「給付金として支払を受けた金銭の管理」を行う対象施設に母子生活支援施設を追加する。

②「栄養士」の配置等について定める規定の整備を行う。

③児童発達支援センターと認証保育所の両施設における一体的な支援が可能となるよう規定の整備を行う。

施 行 日 令和7年4月1日

<世 田 谷 保 健 所>

(57) 世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 刑法の改正に伴う一部改正

改正内容 「懲役」を「拘禁刑」に改める。

施行日 令和7年6月1日

<都 市 整 備 政 策 部>

(58) 負担付贈与（仮称世田谷区営船橋五丁目アパート）の受入れ

内 容 東京都から負担付贈与を受け入れる。

所 在 地 世田谷区船橋5丁目384番10

移 管 日 令和7年5月1日

(59) 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

改正理由 ①障害を理由とする差別の解消を推進するための一部改正

②配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するための一部改正

③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴う一部改正

④都営住宅の移管に伴う一部改正

改正内容 ①②単身で入居することができる者の要件を改める。

③引用条項の改正に伴う規定の整備を行う。

④別表及び附則に世田谷区営住宅船橋五丁目アパートを加える。

施行日 ①②令和7年4月1日

③公布の日

④令和7年5月1日

(60) 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴う一部改正

改正内容 便所に係る規定を改めるとともに、規定の整備を行う。

施行日 令和7年6月1日

(61) 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 ①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴う一部改正

②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の改正に伴う一部改正

改正内容 規定の整備を行う。

施行日 ①令和7年6月1日

②令和7年4月1日

(62) 世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（元使用者）

訴えの要旨 ①乙は、甲に対し、本件建物を明け渡せ。

②乙は、甲に対し、金 8 5 0 , 9 0 0 円を支払え。

③乙は、甲に対し、令和 6 年 2 月 1 日から本件建物の明渡し済みまで 1 ヶ月当たりの 9 3 , 0 0 0 円の割合による金員を支払え。

④訴訟費用は被告の負担とする。

提訴の理由 区営住宅の使用料の滞納に関し、乙は甲からの再三の連絡に応答せず、使用者の自発的な支払いの意思が見られないため、住宅の明渡し及び滞納使用料等の支払いを求めて訴訟を提起する。

<みどり 3 3 推進担当部>

(63) 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

改正理由 ①固定資産税評価額の評価替えに伴う一部改正

②施設使用料等の見直しに伴う一部改正

③区立公園の新設に伴う一部改正

改正内容 ①②使用料等の額及び区分を改定する。

③－ 1 名 称 世田谷区立池尻北公園

所在地 世田谷区池尻四丁目 2 7 番 1 6 号

面 積 9 7 9 . 1 7 m²

③－ 2 名 称 世田谷区立桜丘農業公園

所在地 世田谷区桜丘四丁目 1 9 番 1 0 号

面 積 3 2 6 5 . 7 0 m²

③－ 3 名 称 世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園

所在地 世田谷区豪徳寺一丁目 1 番 3 号

面 積 1 3 4 . 0 3 m²

③－ 4 名 称 世田谷区立給田六所神社通り公園

所在地 世田谷区上祖師谷七丁目 1 3 番 6 号

面 積 2 8 0 . 7 3 m²

施 行 日 ①②公布の日

③令和 7 年 3 月 3 1 日

(64) 世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料の額を改定する。

施 行 日 公布の日

(65) 世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

改正理由 ①固定資産税評価額の評価替えに伴う一部改正
②世田谷区立池尻北広場の廃止に伴う一部改正
改正内容 ①身近な広場使用料等の額を改定する。
②世田谷区立池尻北広場を削除する。
施行日 ①公布の日
②令和7年3月31日

(66) 世田谷区立ミニS L条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正
改正内容 使用料の額及び区分を改定する。
施行日 公布の日

<道路・交通計画部>

(67) 世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例

改正理由 東京都の河川占用料に関する単価の改定に伴う一部改正
改正内容 占用料の額を改定する。
施行日 令和7年4月1日

(68) 特別区道路線の認定

(世田谷区千歳台二丁目790番16から772番35まで)

<土 木 部>

(69) 世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

改正理由 固定資産税評価額の評価替えに伴う一部改正
改正内容 占用料の額を改定する。
施行日 令和7年4月1日

(70) 世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

改正理由 ①施設使用料等の見直しに伴う一部改正
②商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直しに伴う一部改正
改正内容 ①利用料金の額を改定する。
②附置義務駐輪場台数の改定を行う。
施行日 ①公布の日
②令和7年4月1日

<教育委員会事務局>

(71) 世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正
改正内容 使用料の額及び区分を改定する。
施行日 公布の日

(72) 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

改正理由 認定こども園での3年保育の開始に伴う一部改正

改正内容 対象年齢を変更する。

施行日 令和7年4月1

(73) 世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 観覧料の額及び区分を改定する。

施行日 公布の日

(74) 世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例

改正理由 施設使用料等の見直しに伴う一部改正

改正内容 使用料の額を改定する。

施行日 公布の日

【 諮 問 】

＜総 務 部＞

(1) 督促処分に係る審査請求に関する諮問

(詳細は別添資料のとおり)

〈追加予定案件〉

【 議 案 】

＜総 務 部＞

(1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

改正理由 職員の住居手当及び寒冷地手当の見直しに伴う一部改正

改正内容 ①住居手当及び寒冷地手当の支給対象に再任用職員を追加する。

②寒冷地手当の額を改定する。

施行日 令和7年4月1日

(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

改正理由 職員の住居手当の見直しに伴う一部改正

改正内容 住居手当の支給対象に再任用職員を追加する。

施行日 令和7年4月1日

(3) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 国家公務員等の旅費に関する法律の改正をふまえた、旅費の物価上昇対応及び職員の事務負担軽減等のための一部改正

改正内容 ①宿泊料を上限付き実費額支給の宿泊費に改正する。
②日当・食卓料の廃止及び宿泊手当を新設する。
③急行料金等の支給要件を廃止する。

施行日 令和7年4月1日

(4) 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 旅費の額の区分等の見直し及び職員の旅費に関する条例の改正に伴う一部改正

改正内容 ①旅費の額の区分及び種類を変更する。
②規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(5) 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 旅費の種類の見直し及び世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴う一部改正

改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(6) 世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 旅費の種類の見直し及び世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴う一部改正

改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(7) 世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 旅費の種類の見直し及び世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴う一部改正

改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(8) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 旅費の種類の見直し及び世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴う一部改正

改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(9) 世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 旅費の種類の見直し及び世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴う一部改正

改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(10) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴う一部改正

改正内容 規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(11) 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 旅費の種類の見直しに伴う一部改正

改正内容 旅費の種類を変更する。

施行日 令和7年4月1日

(12) 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 旅費の種類の見直し及び職員の旅費に関する条例の改正に伴う一部改正

改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

(13) 世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 旅費の種類の見直し及び職員の旅費に関する条例の改正に伴う一部改正

改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。

施行日 令和7年4月1日

- (14) 世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例
改正理由 旅費の種類の見直し等に伴う一部改正
改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。
施行日 令和7年4月1日
- (15) 世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例
改正理由 旅費の種類の見直し等に伴う一部改正
改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。
施行日 令和7年4月1日
- (16) 世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例
改正理由 旅費の種類の見直し等に伴う一部改正
改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。
施行日 令和7年4月1日
- (17) 世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例
改正理由 旅費の種類の見直し等に伴う一部改正
改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。
施行日 令和7年4月1日

<都市整備政策部>

- (18) 世田谷区建築審査会条例の一部を改正する条例
改正理由 旅費の種類の見直し等に伴う一部改正
改正内容 ①旅費の種類を変更する。
②規定の整備を行う。
施行日 令和7年4月1日

【 報 告 】

<監査事務局>

- (1) 職員の賠償責任及び長の要求監査の結果について

督促処分に係る審査請求に関する諮問

1 主旨

普通地方公共団体の長は、地方自治法の規定により、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

また、同法の規定により、当該督促処分を受けた者から同処分について審査請求がなされた場合は、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

このたび、生活保護費の返還に係る督促処分に対する審査請求があり、当該請求を棄却する裁決をしたいので、諮問する。

【地方自治法抜粋】

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(2項～6項 省略)

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

2 諮問の内容

(1) 審査請求人 区内在住者

(2) 審査請求年月日

(3) 審査請求の主旨

世田谷区長（以下「処分庁」という。）が令和■年■月■日付で審査請求人に対してした生活保護費の返還に係る督促処分（以下「本件督促処分」という。）の取消しを求める。

(4) 審査請求の理由

① 生活保護費の返還決定処分（以下「原処分」という。）について東京都に対する審査請求を行っている間に督促を行うことは裁量権を逸脱して違法である。

② 原処分は、資力の取得時期の認定を誤るなどしており違法な処分であるから、違法な原処分を基礎とする本件督促処分も同様に違法であり、本件

督促処分の取消しを求める。

(5) 裁決に関する審理員意見（主旨）

① 処分庁は、原処分により生じた収入について、納入の通知をした上で、納付期限までに審査請求人からの納付がなかったことから、本件督促処分を行っているものであり、処分庁が本件督促処分をしたことについて、手続きを含め特段不当違法な点は認められない。

② 審査請求人は、原処分について東京都に対する審査請求を行っている間に督促を行うことが処分庁の裁量権を逸脱して違法だと主張する。しかし、審査請求に執行停止の効果はないため、原処分に引き続き行われた本件督促処分を妨げるものではないし、処分庁は、納付期限の徒過により、督促することが法令上義務付けられているのであって、督促の実施について処分庁に裁量はないものであるから、審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、原処分の違法も主張する。しかし、原処分と本件督促処分には先行後行関係はあるものの、独立した処分であるし、原処分が取り消されるまでは原処分は有効なものとして本件督促処分の実施の適否を判断すべきものであるから、審査請求人の主張は採用できない。

3 審査庁（世田谷区長）の見解

上記のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

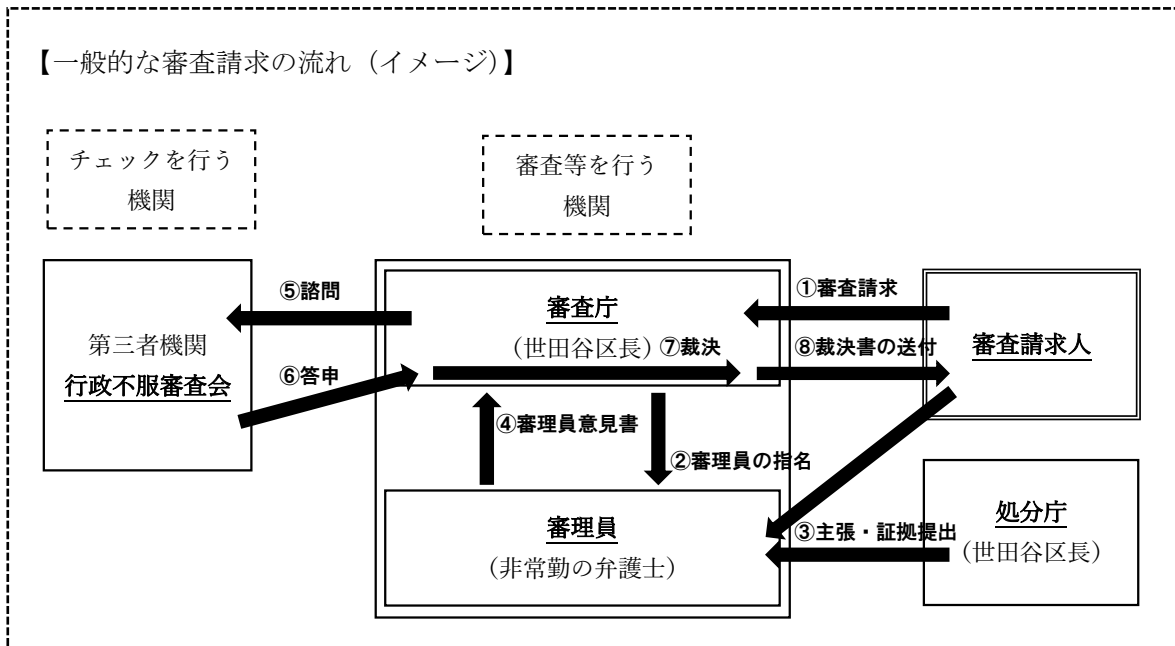
4 参考事項

(1) これまでの経過

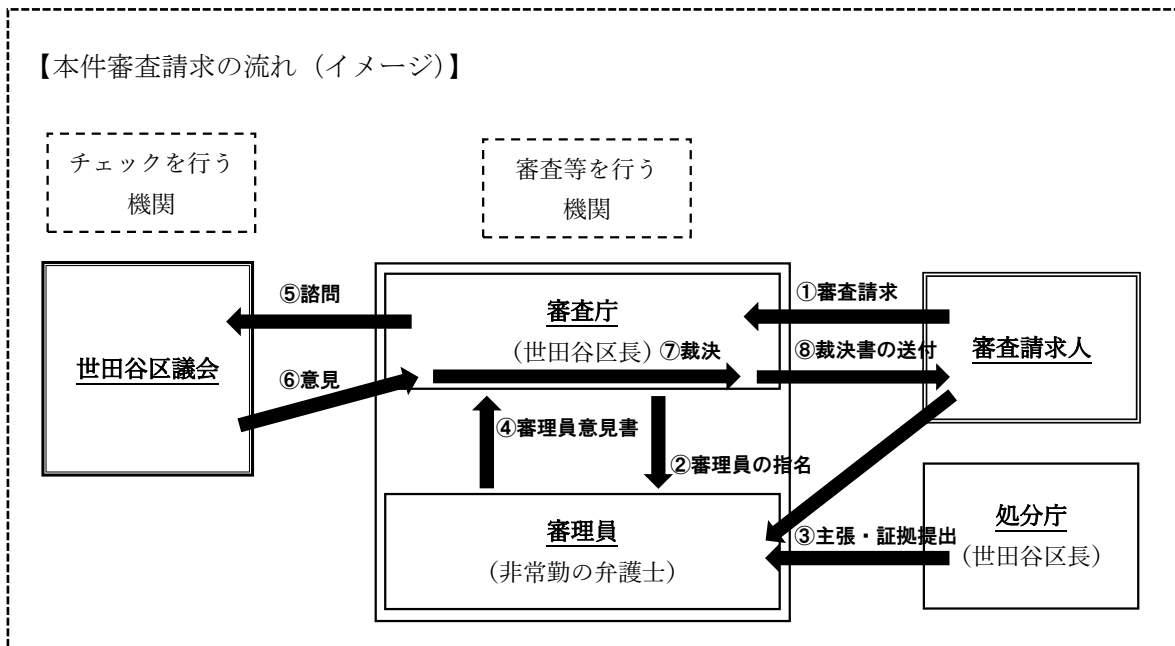
[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

(2) 審査請求の流れ

【一般的な審査請求の流れ（イメージ）】



【本件審査請求の流れ（イメージ）】



5 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月 区議会第1回定例会にて諮問

3月 審査庁（区長）による裁決